

申告と納税の期限の一覧

税 目	申 告	納	税
個 人 の 住 民 税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに	特別徴収
	公的年金所得者については、年金支払者が公的年金等支払報告書を1月末日	毎年金支給月に徴収して翌月10日までに	特別徴収
	給与所得者・公的年金所得者以外の方は3月15日	一般的に 6月・8月・10月・翌年1月	普通徴収
法 人 の 住 民 税 事 業 税	事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告と同じ	申告納付
県 民 税 利 子 割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県 民 税 配 当 割	配当等の支払いの翌月10日	申告と同じ	申告納入
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	毎年分を翌年1月10日	申告と同じ	申告納入
個 人 事 業 税	3月15日	第1期分8月、第2期分11月	普通徴収
不 動 産 取 得 税	取得した日から60日以内	納税通知書で定める日	普通徴収
地 方 消 費 税	法人は課税期間末日の翌日から2か月以内、個人は3月31日	申告と同じ	申告納付
県 た ば こ 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
市 町 村 た ば こ 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴ ル フ 場 利 用 税	毎月分を翌月15日	申告と同じ	申告納入
軽 油 引 取 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	自動車の登録や使用の届出のとき	申告と同じ	申告納付 (証紙徴収)
自 動 車 税 種 別 割	自動車の取得、消滅又は変更のあった日から10日以内	5月	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
軽 自 動 車 税 種 別 割	軽自動車等の所有者又は使用者となった日から、通常15日以内	一般的には4月中	普通徴収 又は 証紙徴収
	当初の申告から変更があった場合は、変更のあった日から、通常15日以内		
	軽自動車等の所有者又は使用者でなくなった日から、通常30日以内		

税 目	申 告	納	税
鉦 区 税	鉦業権の取得、消滅又は変更のあった日から10日以内	5月	普通徴収
狩 猟 税	登録を受けるとき	登録を受けるとき	証紙徴収
固 定 資 産 税	償却資産の所有者については1月末日	一般的に 4月・7月・12月・翌年2月	普通徴収
都 市 計 画 税	—————	一般的に 4月・7月・12月・翌年2月 (固定資産税とあわせて納付)	普通徴収
国 民 健 康 保 険 税	通常、4月15日	通常 4月・7月・10月・翌年1月	普通徴収
	年金保険者が公的年金等支払報告書を1月末日	毎年金支給月に徴収して翌月10日まで	特別徴収
鉦 産 税	通常、毎月分を翌月10日から同月末日	申告と同じ	申告納付
入 湯 税	鉦泉浴場の経営者が、通常、毎月分を翌月15日	申告と同じ	申告納入

(注) ●法律などで定められた納期限が土曜日、日曜日、祝日などにあたるときは、これらの翌日が納期限となります。

- 特別徴収……地方税の徴収について便宜を有する者（経営者など）が実際の納税者から税を受け取り、納めます。
- 普通徴収……県又は市町村から納税通知書が送られ、その納税通知書で納めます。
- 申告納付……納税者が自分で納める税額を申告して納めます。
- 申告納入……経営者などが特別徴収した税額を申告し、納めます。
- 証紙徴収……県又は市町村が発行する証紙などにより税金を納めます。

